

第1回 障害者自立支援協議会（会議録）

1 日 時

令和7年（2025年）5月22日（木）13:30～15:45

2 場 所

障害福祉センターひまわり 会議室

3 案 件

- (1) 各連絡会からの報告
- (2) 各部会からの報告
 - ①地域課題検討部会
 - ②地域包括ケアシステム推進部会
 - ③人権課題検討部会
- (3) 障害者相談支援センター業務運営事業者評価部会における評価結果及び指定特定相談支援事業所に関する調査結果について
- (4) その他

4 出席者（順不同）

(1) 委 員

- 会 長 上田 哲郎（少路障害者相談支援センター）
副会長 谷岡 義雄（柴原障害者相談支援センター）
委 員 坂田 沙知子（豊中市障害相談支援ネットワークえん）
委 員 古田 拓也（豊中市障害者居宅介護・移動支援事業者連絡会）※代理
委 員 水上 さゆり（豊中市障害者グループホーム事業者連絡会）
委 員 小久保 篤志（豊中市障害者短期入所事業者連絡会）
委 員 田所 美保子（豊中市障害児通所支援事業者連絡会）
委 員 星屋 好武（豊中市手をつなぐ育成会）
委 員 鍋島 康秀（ピープルウォーク）
委 員 中村 知（豊中市身体不自由児者父母の会）
委 員 吉岡 伸二（さわ病院家族会）
委 員 岡田 淳（豊中精神障害者当事者会 HOTTO）
委 員 井上 康 （えーぜっと）
委 員 細貝 徳子（障害福祉課）

(2) 事務局

杉本 博一（中央障害者相談支援センター）

藤原 靖浩（庄内障害者相談支援センター）
常田 真央（服部障害者相談支援センター）
畑 一朗（障害福祉課 障害福祉センターひまわり 副主幹）
泉谷 光一（障害福祉課 障害福祉センターひまわり 相談支援擁護係長）
大東 幹彦（障害福祉課 障害福祉センターひまわり 相談支援擁護係）
岩崎 剛（障害福祉課 障害福祉センターひまわり 相談支援擁護係）

(3) 傍聴者

3人

(4) 欠席者

委員 松 公造（豊中市日中活動事業者連絡会）
委員 芳賀 大輔（豊中市障害者就労支援連絡会）
委員 中島 正恵（豊中市手をつなぐ育成会）

— 開 会 —

会 長（開会の挨拶）

最近、嫌なニュースが多いです。事件・事故、人を簡単に殺めてしまう社会になっているのは何故なのか。そこに障害を持った人が地域で普通に過ごせたら、一歩とどまってくれるのではないかと感じます。障害を持った人たちが地域にいれば何か変わっていくのではないか、自分の中ではそう感じています。障害者施策を進めるうえで活発な議論をよろしくお願いします。

案件1 各連絡会からの報告

委員<障害相談支援ネットワークえん>

3月12日に全体会を開催しまして、障害者虐待について、虐待防止センターの方から講義をいただき、それについてテーマトークを行いました。相談員さんからの意見としては、障害のある子どもへのしつけとしてなかなか障害の受容が難しい親御さん、しつければ治るのではないか、教育を受けさせたら治るのではないか、なかなか受容ができず、それが虐待に繋がっているなっていうケースもあるといった話。また、通報の義務がありますが、そこの一歩を躊躇して相談員さんにこんなことあったのですがと、相談員に委ねてくることが多いといった話であったりとか、また通報した後の支援や受け皿が見えてこないの、報告をしたとしても、この人たちどうなっていくんだろうという安心材料がない中で、通報に戸惑ってしまう、そんな話がでていました。

こどもの虐待のケースでこども安心課からの依頼が多いのですが、親御さんの養育が難しく、そこに少し福祉のサポート、サービスで何か見守りができないかっていう相談が上がってきています。4月からこどもの支援体制も豊中市では変わってきています

が、その辺も、今年度は詳しく知りたいとか、どう変わったのか、など教えていただけたらという声も上がっておりました。

あと、豊中市の相談支援体制ですが、指定相談事業所の方から基幹との繋がりが少ないのではないかとこの声が上がっています。今日の議題にも上がっていますが、豊中市の相談支援体制がうまくいってないのではないかとこの声が上がっています。お互い相談しにくい、バックアップってどういうことをしてくれるのか、どういうことで困っているのか、そういうことが見えてこないといった現状が大きな課題として感じています。あと、他市の情報で、毎月のモニタリングをすれば採算取れるのではないかとこのことで、毎月モニタリングをして採算合わせているところもあるそうですが、何のためのモニタリングなのか、必要に応じて行うモニタリングかどうかともわからない中で、赤字を生み出すためにはそういう努力をしてる事業者さんも他市ではあるそうです。

豊中市がどういう方向に向かっていくのか見えない中で、連絡会もどこに向かっていけばいいのか、大きな課題であると思っています。

委員<居宅介護・移動支援事業者連絡会>

当連絡会では年に3回、全体会を開催していますが、3月21日に、日本産業カウンセラー協会のカウンセラーの方を講師にお招きし、メンタルヘルスについて講演会を開催しました。支援する人の支援も大事ということで、今の世の中、メンタル不調を起こす方も多く、介護現場でも同様かなと思いますので、そういう視点で、メンタルヘルスについての講演をしていただきました。アンケートをとっていますが、概ね好評でした。実は私どもの法人でも日本産業カウンセラー協会に加盟してまして、職員はいつでも、匿名で、私に知らせることなく、カウンセリングを受けることができる、そういう仕組みになっています。ご関心ある方は、日本産業カウンセラー協会のホームページをご覧くださいと思います。

今年度の第1回目は6月20日に予定しています。6月1日から、職場における熱中症対策の強化ということで、熱中症対策が義務化されます。おそらくこの法律の背景には福祉現場は想定されてないと思いますが、義務化される事業所の規定に、継続して1時間以上または1日当たり4時間を超えて、外で作業する現場が対策が必要だということです。福祉現場の中では移動支援ガイドヘルパーの業務が、もしかしたらそれに当たるのではないかとこのことで、6月20日の第1回連絡会では大阪労働局の方に来ていただいて、その取り組みについてのお話をさせていただくことになっております。

委員<グループホーム事業者連絡会>

第6回目の連絡会を3月11日に開催しました。実地指導にかかる共同生活援助における留意事項ということで、福祉指導監査課から講義をいただきました。また、グループホームで一番大事なのが防災と消防です。ホームの防火と安全対策について、という

ことで市の消防局の方から詳細な講義をいただきました。あと、忘れてはいけないということで、震災を振り返らせていただきました。過去の大きな震災で多くの障害のある方たちが犠牲になっています。忘れることなく振り返り、できることはやっぴいこうと話し合いを行ないました。

5月13日には今年度の総会を行ないました。意見交換を行ない、いろんな意見がでていました。一番大事だなと思いましたが、当然のことながら生活をしていきますので、入院とか、病院とか、けがなどがつきものになっています。その入院先が担保されないというか、入院をしたところで、病院の方から少し拒否をされて、これ以上診られませんでお帰りにいただきますといった現状が少しあります。これは少しではないのではないかという話が各ホームから出ていまして、少し不安になって、他害があったり、他傷があったりとなると、病院では診られませんでホームにお帰りにくださいと。こういったことを何回も経験されているホームがあるということ、病院に拒否されると、連れて帰るわけにもいかず、何か対策を練っていけるのか、お伝えしたいと思ひ、報告させていただきます。

委員<障害児通所支援事業者連絡会>

5月13日に令和7年度の総会と第1回連絡会を行いました。総会において新役員の選出を行ない、連絡会として障害福祉センターと連携して、障害者虐待防止の研修を行いました。連絡会の中では利用者様の通う学校との連携についての意見が多く出されていまして、豊中支援学校に訪問し、連絡会との連携について要望をお伝えさせていただきました。学校からは生徒数が増加していることや他市との兼ね合いからすぐには難しい面もあるが、できる限り体制を整えてきたいとの話でありました。

委員<短期入所事業者連絡会>

今年度は総会、役員会、今のところ開催できていない状況です。前年度、令和6年度からの流れとして、テーマとしてあげていますが、緊急時の受け入れの体制づくりということで検討しております。短期入所事業所同士がいかに連携をとれるか、その体制づくりに取り組んでいますが、形としてでき上がっていない状況にありますので、今年度も引き続き、そこを1つのテーマとして取り組んでいきたいと考えております。

委員 障害児通所支援事業者連絡会さんから学校との連携に関する会員さんからの声があつて、支援学校さんにお声掛けしたということですが、どういった声が上がっていたのか教えていただければと思ひます。

委員 一番多かったのは統一した支援をとということで情報の共有であつたり、担当者会議は何かあつたら開いていますが、定期的には開けないのかなとか、そもそも担当者会議

を開くのであれば相談支援事業所さんとの兼ね合いもありますが、学校のどこに連絡したらいいか分からないことが多いという意見であったり、単純に仲良くしたいといった意見があり、学校さんは基本は保護者の方に全部お伝えをしているので保護者の方とデイさんが連携をとってお願いしますっていう話でありましたが、親御さんの中には、支援者との相違があったり、わかりづらい方もいらっしゃるので直接学校との連携を望まれる事業所さんが多い印象です。

会 長 今後、豊中支援だけでなく、箕面支援とか、また、小中学校一つ一つまでは難しいと思われるので、市の教育センターとの連携なども考えていけばいいのかなと思います。地域課題検討部会から報告があると思いますが、通学支援ワーキングでは教育委員会にも参加していただいています。

委 員 えんさんからの報告で気になりましたのが、指定の相談支援事業所と基幹との調整がうまくいっていない、困りごとなどの相談ができないとか、支援ができていないといった話がありました。自立支援協議会の場合はネットワークづくりも大事かなと思いますので、もう少し詳しくお聞かせいただきたいなと思います。

委 員 困ったこと、例えばケースのことであったとしても、1人で事業所運営されている、あるいは2人といた少ない人数で運営されている事業者さんは、困ったことを抱えてどうしたらいいのか悩まれている、意見や助言を聞きたいとしても、何か基幹も忙しそうだなとか、相談していいのかなっていう遠慮であったり、逆に基幹の役割として、地域の相談支援事業所さんに、どういうケースがあるのかと踏み込んでいくといった開拓もできていない。何故、できてないのかといわれると、委託相談事業を基幹が担っていて、そこに精一杯でその動きがすごく多くなっている。法律相談やスーパーバイズ事業が月1回ありますが、何かそこに出したとしてもうまく活用ができていないのかなとか、なかなかそういう声が上がっていきにくいとか、あげにくいといった問題があると思います。

委 員 小規模の事業所さんがお困りになるということはよくわかる話かなと思います。連絡会の中で、基幹をやっている方もいらっしゃるかなと思いますが、そこでのコミュニケーションだけでは解決しないとか、基幹と事業所さんがより近づけるような取り組みが、仕組みがあればいいのになと思います。

委 員 グループホーム連絡会から、病院の拒否問題の話がありました。自立支援協議会は法定協議会ですから、困っていますだけを取り上げてじゃなくて、何か解決策を考える場所だとも思います。論点はいくつかあると思います。1つは、障害者差別解消法関

係で何とかならないのか、障害者だから拒否するのは差別ですので、合理的配慮をしてくださいと病院に言えないのか。あとはフアジーな話になりますが、豊中市の医師会とかに協力を要請するとか、或いは公的病院では豊中には市立病院があるわけですから、そこで何とかならないのか、民間病院で仮に拒否されたケースは、市民病院で相談に乗れないのかとか、そういうところをうまくいくかどうかは別にして、俎上に上げて、アクションをしていくっていうのは大事なのかなと思いました。

会 長 医師会の方は障害者施策推進協議会にも委員として入っているのにつながりがあると思いますが、何かアクション起こしていただけますかね。

事務局 医師会の窓口は豊中市保健所になっております。また市立豊中病院にもこういった課題については共有していきたいと考えております。

事務局 診療拒否の話ですが、本来診療拒否はしてはいけないことになっておりますので、この診療拒否をしたということでの医師会へのアプローチは現状を把握した上でないと難しいのではないかと思います。会長が言われましたように障害者施策推進協議会には三師会の先生方もいらっしゃいますので、現状がどうかっていうところを確認しながら、丁寧に進めていくことが大事かなと思います。もちろん、診療拒否はあってはならないことだと思いますので、その辺の状況を押さえながら、連携を図れる関係性にありますので、対応して参りたいと思っております。

委 員 障害があるというだけで、本人の話を聞かなかつたり、聞く耳を持たない医師が悲しいことに結構おります。一人一人の医師に対応を変えてもらうのはハードルが高いのかなという気がします。人権の感覚を持ってもらうことが重要ですが、行政を巻き込んでいかないとハードルが高いのかなと思います。あと、無理な話かと思いますが、きちんと話を聞いてくれる医師もいらっしゃいます。行政や相談支援の方は公の立場もあるので、個人情報や医師に関する情報を教えられない、伝えられないところもあると思いますが、こういった情報がうまく拡がっていけばいいのかなと思います。

会 長 協議会はいろいろな意見・課題をあげていく場ですので、事務局で検討し、何か一つでも進めていけたらと思います。

案件2 各部会からの報告

(1) 地域課題検討部会からの報告(資料1を使って説明)

部会長

本日は今年度、地域課題検討部会がどういった取り組みをしていくのかを報告させて

いただいて、皆さんと共有したいと思います。資料の1枚目ですが、部会では、昨年度に引き続き、拠点等整備【豊中モデル】ワーキングと、通学支援ワーキングの2つのワーキングを行ってまいります。

まず、通学支援ワーキングですが、例年、年2回開催しております。第1回が6月下旬から7月上旬あたりで、第2回が12月から年始にかけて予定しています。ワーキングのメンバーは、教育委員会、居宅介護・移動支援事業者連絡会、基幹センター、障害福祉課、ひまわりといったところで、通学支援に関わっておられる皆さんに集まっています。半年に1回、その状況や取り組みの課題等を共有して、課題解消に向けての対応など話し合いをしております。この協議会から通学支援の課題が上がり制度に繋がったという経過がありますが、制度の創設から4年目になります。当初はヘルパーさんが見つからないとか、学校との連携はどうなのかとか、様々な課題もありましたが、令和6年度最後の協議会全体会議で、こども目線での通学支援はどうなっているのか、といったお声を委員さんからいただいて、改めて協議会でモニタリングして良かったと思うのですが、今一度、こども目線にたって、通学支援がどういうふうに展開しているのか、モニタリングをして課題を共有し、ワーキングでやりとりしていきたいと考えております。

もう一つのテーマが、拠点等整備豊中モデルワーキングです。2枚目の横型の資料をご覧ください。事例2拠点等整備豊中モデルワーキングですが、事例2というのは、精神障害のある方の地域生活から見えてくるといった視点で豊中モデルを考えていこうと進めております。今年度は最終年度として、今年度最後の全体会議で、豊中モデルのイメージを報告させていただきます。昨年度はアンケートをとらせていただき、その結果を皆さんにご報告し、いろんなご意見いただきました。その意見を抽出し、豊中モデルの核になる部分、豊中で地域生活を安心して過ごしていただくために、緊急時支援というのは、やはりコアなものになってくるところまで、全体会議でご報告させていただいたかと思えます。緊急時の一時的な対応とそのあとのアフター、緊急時が終わってからの次なる地域生活にどう進めていったらいいのか、この2つ枠組みが非常に大事だということでは、全体会議でも共有させていただければと思います。そこで皆さんに今日はお願いになるのですが、このスケジュールの10月、11月あたりに拡大ワーキングということで、これは2年前、事例1の行動障害のある方から見えてくる拠点等整備の際も皆さんにご協力いただいて開催しております。同様の拡大ワーキングを秋口に開催できればと考えております。精神障害のある方の地域生活から見えてくる緊急時支援、アフターの支援、どういうイメージを描いていくべきなのか、この秋口に拡大ワーキングで皆さんからもご意見をちょうだいし、最終の取りまとめをしていけたらと考えております。ですので、上半期については、このような枠組みで、地域生活支援をされている事例がないかどうか、部会員の皆さんと一緒に当たっております。事例を取材して、豊中の現状と絡み合わせて、皆さんにご報告し、またご意見をいただけたらなど

考えておりますので、よろしくお願いいたします。

(2) 地域包括ケアシステム推進部会（資料 2 を使って説明）

部会長

資料 2-1 の前半部分に今年度の取り組みについてということで記載させていただいておりますが、部会の活動目標につきましては、部会が立ち上がったときに設定しており、前年度から変わっておりません。中段からの各ワーキンググループの取り組みについてお伝えさせていただきます。

就労ワーキングと医療連携ワーキング、2つのワーキングを設置しております。就労ワーキングは、多領域における相互理解と協働体制の構築・維持のための基盤整備に向けた取り組みを行っておりますが、今年度につきましては、10月1日から開始されます就労選択支援事業に着目して協議検討を行っていきたいと考えています。

就労支援連絡会さんが立ち上げられました就労選択支援のワーキンググループと協働させていただいて、豊中市として、自立支援協議会として事業をどのようにとらえていくのか、整理をさせていただけたらなと思っております。また、就労選択支援事業が開始された後の事業効果測定や課題の整理などの準備を行っていければと考えています。

医療連携ワーキングは、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築をめざし、保健・医療・福祉関係者による協議の場の運営は引き続きさせていただき、この協議の場を通じて、社会資源の活用・開発の検討をしていきます。引き続き大阪府さんとも連携し、昨年度実施しました研修、勉強会の企画実施とともに、なかなか取り組みができていられなかったピアグループの活動維持・活用を目的としたカリキュラム等の作成を進めていけたらなと考えております。協議の場は毎年2回開催しておりますが、第1回目は6月16日に開催予定です。

資料の中に年間予定表を掲載しております。就労選択支援のワーキンググループとの協働につきましては、事業が開始されます10月1日までですので、毎月、詰めてワーキングが開催されますので、協議会としてこの事業をどうとらえていくのか、整理をするための材料を集めていきたいと考えています。実際に10月1日に豊中市内で事業所がたちあがるのかどうか、未確定ではありますが、事業開始後のモニタリング内容の検討を下半期にしていきたいと考えています。

医療連携ワーキングに関しましては、6月と12月の協議に向けての準備や振り返りで、これは定例化しておりますので、変わらずに進めてまいります。また、来年の1月もしくは2月に研修企画等を実施できればと考えております。

報告については以上ですが、就労選択支援に関しまして、2月の全体会でもご意見いただいておりますが、自立支援協議会として、この事業をどのような視点でとらえるのがよいかの整理はしていきたいなと考えておりますので、また皆様のご意見いただけたらなと思っております。前回の全体会議の中では、この事業は当事者本位であることが望まし

いとか、当事者の願いとマッチしてるのかどうかとか、専門主義的視点になりすぎず、生活にまつわる全体的な視点が必要ではないか、そういったところは共有できているのかなと思います。追加のご意見でも結構ですし、またご意見いただけると今後の部会の議論につながりますのでよろしくをお願いします。

委員 先ほどのグループホーム連絡会の話と重なりますが、障害者のことを理解していただいているお医者さんは少ないと思います。前年度ぐらいから言われていますが、多種多様な障害を持っている方で医療で本当に困っている方は結構いますので、安心して医療を受けられる地域包括ケアシステムを構築していただけたらという思いです。特に意思がなかなか伝えることが難しい障害者は苦情も言えないので、よろしくお願いします。

部会長 ありがとうございます。この点につきましては、委員さん、会長からもご指摘をいただいております。事務局のなかで検討していきたいと考えております。

委員 訓練と給付、介護と給付、グループホームは、今何か分からないけど訓練と給付だったりするわけで、介護と給付だったらいいというわけでもないのですが。要するに、屋上屋を架すというか、利用者から見て、自分が今何を利用しているのか、選択しているのかっていうのは、もっとシンプルであるべきだと思います。おそらく利用者、生活介護を利用している方が、私は生活介護を利用しています。B型を利用しています。極端なこと言うと、職員でさえわかってないのです。場合によれば管理者とかサビ管も厳密にはわかっていない、これが実情ですよ、おそらく。職員でさえそうであるにもかかわらず、利用者から見たら、或いは家族さんから見たら、これで何が対等かという契約が成り立つのかという話で、事業者が誘導していることが8割、9割です、実態というリアルな話として。こういった問題を、現状は現状ですし、法制度は案外そういうものかもしれませんが、障害者に係る支援の法律は、もっとシンプルであるべきであると。措置の時代だったら更生施設か授産施設、これでさえ微妙だったと思います。この方が更生施設に入る、この方が授産施設に入るというのは微妙なもので、本来、措置さえすれば、かなり重度の方でも授産施設に入りましたし、その逆、自立度の高い人であっても更生施設に行政が措置さえすれば措置できた。でも今の制度は、余りにも屋上屋を架すという中で、マニャックな人はそれで加算がどうのこうのとやればいいと思いますし、それが標準的なスタンダードの今の世界であることも重々承知しますが、やはり利用者や家族さんから見たときに、もっとわかりやすい制度や施策であるべきかなと思います。

委員 就労選択支援ですが、相談員に計画立ててくださってという話になってくるのか

もしれませんが、どっちを向いて計画立てていくのかというポイントもあるでしょうし、中身もわかってこないなか、制度だけが進んでいます。その辺の勉強会というか、中身や制度を知りたいという声もありますし、仕組みの話だけではなく、ここは懸念したほうがいいところなど、そういった勉強会などもあればという声もありますのでよろしくをお願いします。

委員 人権課題検討部会でも同じような話がでていまして、自己決定とか、本人主体というけれど、事業所と個人が対等かと言われると、事業所の方が強いですね。それがこの国にマッチしているかどうかは置いといて、個人にマッチした仕組みをどう作っていくか、法制度をうのみにしていると限界がでてくるという話がありました。考え方も別にして、例えば、全国では養護学校と地域の学校を分けていたところに、豊中は賛否両論あるけど、地域でできるだけ障害を持った子どもを地域の学校で受け入れていこうという仕組みを作ってきたわけです。豊中らしさというのをどう作っていけるかとか、発信していけるかどうか。制度とか法律であきらめているけど、本当はどうあるべきなのか、一人一人がどうしていききたいかいうことを、障害者だけでなく、支援者と呼ばれている人もどうしていききたいか、どう働いていききたいか、どう向き合っていきたいか、一人一人が問われないといけないのではないかと、障害者だけが問われているのはおかしいのではないかと思います。法律は守らないといけないし、制度はきっちりしていかないといけないけど、どうすれば豊中らしさをつくれるのか、豊中らしさって何なのか、一人一人が自分の暮らし方とか働き方とか含めて考えていかないと制度に埋もれてしまう気がします。

部会長 相談支援の側でこの事業をどうみていくかということですが、厚生労働省のほうで実施マニュアルといったものが公開もされています。アセスメントをして結果を返していくこととなりますが、ワーキングでは、評価シートの結果についてバラバラにならないように、例えば、Aという事業所で受けたときにその評価の中身が就労移行でいいのではないかという結果でも、Bの事業所では同じことをしているにもかかわらず就Bじゃないか、といったようにバラバラにならないように、そこは揃えようといったところから話をしています。就労選択支援の入口としての相談経路であったり、アセスメントが終わって、結果を共有した後の動きであったりとかは、やはり相談支援が関わるポイントにもなるのかなと思います。入り口と出口のところの関わりがありますが、まだどういう就労選択支援が行われていくのかみえておりませんので、そこを整理し見えてきた段階で、相談支援として何ができるのか、話をさせていただいたほうがいいのかなどと思っています。この事業については、豊中市としてどうとらえていくものなのか、丁寧に進めていかないといけないと思っています。

委員 確認させていただきたいのですが。支援学校のことを書いていて、基本的には就労継続支援B型を利用する場合は、原則として就労選択支援を利用することになると書かれています。国は相談支援が入っているのが当然という前提で考えているように思われますが、豊中はセルフプランの方も多いいってということで、何て言うんですか、セルフプランで就労は難しくなっていくって意味なのか、その辺のイメージというのがあれば教えていただきたいのですが

部会長 すべてが相談というわけではないのですが、就労移行支援を利用されている方のセルフプラン率は市全体のセルフプラン率よりも高いのは以前からの状況です。協議会の中での取り組みでも、就職された方、その後の生活支援の部分に相談支援を受けているみたいなものを見てきておりますので、それを受けなかったら就職できなくなるわけでは無いと思います。

(3) 人権課題検討部会 資料3を使って説明

部会長

まず、令和6年度の活動報告ですが、2つの研修を開催いたしました。障害の当事者の方、障害福祉課の方を講師として差別事例検討講習、また、「ぶっちゃけ人権話」としてDPI日本会議の方を講師に研修会を開催しております。検討事項としましては、年間テーマとしてあなたらしい生活づくりのために、ということで研修開催に向けた福祉従事者へのアンケートでありますとか、研修の振り返り等を行ってきました。

令和7年度の取り組みですが、昨年度の年間テーマ「あなたらしい計画づくりのために～どんな支援ができるのか」について、改めてこれは年間テーマということではなく、今後も取り組むべきテーマとして位置付けていくこととしました。続きまして、年間スケジュールですが、決定という形ではなく、案として記載しております。障害者人権侵害等の課題抽出や検討を行い、研修テーマや企画等の内容検討を行ったうえで、研修を概ね2回程度といったスケジュール感で考えています。課題の吸い上げと研修企画等に関しましては、事例やアンケート、当事者や支援者、保護者等の意見を参考にしたうえで、ミクロからメゾ、マクロの視点まで幅広く検討したうえで開催を検討していきたいと考えております。

資料には記載しておりませんが、先日、5月の人権課題検討会を行いまして、いくつかの課題抽出等の事例がでておりましたので、紹介させていただきます。まずは、支援学校の通学バスで他害行為などで乗車拒否となった事例。また、先ほどもでておりましたが、病院における診察の拒否の事例。もう一つは、グループホーム利用者ですが、グループホームにおける自法人の日中活動先への誘導行為でご本人さんも嫌といえず悩まれておられること、金銭管理の問題、などの事例があがっておりました。人権課題検討部会として、改善解決に向けて検討していきたいと考えております。

協議会委員の皆様におかれましても、人権に関わるような事例がありましたら、各センターの人権課題検討部会の委員宛か、事務局宛にお知らせいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

委員 最後の事例ですが、課題のまま終わっているのか、改善に向けて何か動きがあるのでしょうか。

事務局 部会として直接的に解決に当たるという形ではないですが、経済的虐待の可能性もありますので、虐待防止センターにも情報を共有しているところであります。

委員 人権というところで具体事象をピックアップしていくのは大事だと思いますが、もう1つ考えますのが、これは行政も我々事業者もですけど、不作為的な領域です。悪意はないみたいところで、当事者もそのことが権利侵害されている状態について気づいていなかったり、そういうこともあり得るのかなと感じたときに、そういうことに対して主張ができるんだというようなことの啓発を、こういう部会ができたからにはやっていく必要があるのではないかと思います。今具体事象がたくさん出てきて、そっちに目を奪われて、それを一つ一つ解決していくのも大変だとは思いますが。グループホームの生活とか、もちろん集団での生活ではありますが、四季折々の楽しみとか、旅行とか、そういうのが保障されているかどうかとか、文化的な環境があるかどうかとか。そういうことの見え方を見たときに、燦燦たる状況です、一般論的に。或いは日中の事業所でも、そういったことは取り組みとしてやれているところもあるだろうし、人手不足で、そこまで手が回らないといったところもある。でも、そういったことについては、なかなか行政や事業所からも言えないですし、でも、人として豊中市民として生活する中で、ささやかなそういった自己実現を達成することに寄り添うような環境なりそういったものが、少なからずそれぞれの事業所では大事にしていますみたいなものが掲げられていたら、或いは共有されていたらいいのですが、そういうことって案外ないのです。これも中長期的なことになるかもしれないですが、課題として持っていないといけないうのかなと思います。或いは、並列にそういう人権侵害的な事象だけの問題ではなく、人間らしい生活を送るっていう観点からの、そういう視点みたいなものもこの部会としては意識してほしいなと思います。

部会長 貴重なご意見ありがとうございます。参考にしながら部会のほう進めていきたいと思っています。

案件3 障害者相談支援センター業務運営事業者評価部会における評価結果及び指定特定 相談支援事業所に関する調査結果について（資料4，資料5を使って説明）

事務局

まず資料4の障害者相談支援センター業務運営事業者評価部会における評価結果についてです。

障害者相談支援センターは、令和4年度から、豊中市の地域包括ケアシステムの構築を図ることをめざしまして、日常生活圏域ごとの7ヶ所に公募により選定された事業者さんに業務委託している事業です。令和4年度から6年間の契約で、昨年度はその中間年、3年目ということで、この間の運営状況など検証しながら、評価という形を通して更なる質の向上を図っていくことを目的に実施されたものです。この評価部会は障害者施策推進協議会の中の専門部会という形で設けられまして、5回にわたり開催し、3月の終わりに評価結果を障害者施策推進協議会に報告させていただきました。

評価の実施方法ですが、資料の2ページにでておりますが、各センターは業務の実施状況について評価シート、これは評価部会で作成した評価項目や基準、42項目にわたる基準がありますが、まず自己評価をしていただく。それと地域の関係機関における支援事例について部会の方に提出をしていただく。それを受けて、事務局より各センターの方に、自己評価と支援事例について訪問調査を行う。その後、7センターありますので、2日間にわたりまして、部会によるヒアリング審査を行いまして、最終部会の方で取りまとめて、障害者施策推進協議会に報告させていただいた、そういった流れです。

評価結果の概要ですが、総括的な評価・課題として、評価シートの評価項目については、7センターすべてにおいて市が求める水準は満たしており、概ね良好に運営されていると。相談件数の実績も令和4年度では39,610件だったのが5年度には45,919件と増えており、各センターの利用に拡がりもみられるといった総括的な評価を得ています。しかし、一方で、大きな課題になりますが、障害福祉サービスの利用で新規に計画相談の希望があった場合、マンパワー不足などから、このマンパワー不足にはセンターの不足もありますし、市内の指定特定相談支援事業所の専門員不足、両方あると思われませんが、そういったことから地域の支援事業所に繋がっていない。その結果、各センターがセルフプラン対応で抱え込んでいる現状があって、本来の基幹業務である地域の相談支援事業所さんへの後方支援や連携に課題がある、相談支援体制の充実強化が望まれるといったご指摘をいただいております。

全体的に共通する評価と課題というところですが、評価シートは「組織・運営体制」「障害者相談支援センターの役割」「相談支援事業」「基幹相談」、この大きな4つのカテゴリーがあり、トータルで42項目にわたる評価項目があります。それについて各センターの取り組み状況を確認させていただいたところ、センターによって強いところ弱いところ、多少の差異はありますが、トータルで見まして、4段階評価で、各センターの評価についてはBという結果になっております。

4つのカテゴリーごとの共通する評価・課題ですが、組織・運営体制は、センターの所在地と担当圏域が異なるセンターが2ヶ所、これは少路さんと庄内さんですが、これについては地域住民さんへの周知とか、利便性にはやはり課題があるので、これは行政にも問われているかと思いますが、センターに対する支援策が必要なのかなというご指摘です。また計画相談の契約時に、個人情報の同意書ですが、契約の際には書面で取得されていますが、一般相談においては何らかの工夫が要るのかなというご指摘。各センターによって相談件数にばらつきが見られると、相談件数を算出するにあたっての統一した基準が必要ではないかというご指摘。あと、センターにおいて中心に活動されている主任相談支援専門員さんの配置に関してのご指摘をいただいているところです。

センターの役割については、常に障害者視点を意識してほしいといったご指摘です。

相談支援事業については、緊急対応が必要な相談ケースに対して、セルフプランによる対応をせざるをえない場合が多く見られ、地域の相談支援事業所のサポート業務が展開できていない、これは冒頭の総括的な課題として指摘されているところです。また地域の相談支援事業所に引き継いだ後の状況確認が定期的に行われていないところが散見された。ピアサポートに関してカウンセラーを配置しているセンターは少ないが、利用者への情報提供や支援体制を構築してほしい。相談支援事業報告における相談種別において地域相談の件数、これは地域移行とか地域定着に関わる部分ですが、件数が少ないのではないかと、それから支援者としての専門的意見と障害者の思いが違う場合、その対応というのは難しいが障害者の意思を尊重しながらそのギャップを埋めていくよう努めてほしい、そういったご指摘です。

次に、基幹相談ですが、児童・高齢・障害を跨ぐ重層的・括的な事例に対する支援については、市の今後の課題であるとして、多くのセンターは、行政と地域包括や社協等との連携を模索している。児童に関してはこの4月以降、市の児相との連携が課題であるというご指摘。医療・学校・地域活動、公民館活動、近隣との関係づくり、こういった地域との連携において、地域と協働できるよう、主体的に取り組んで欲しい。各センターでは地域福祉ネットワーク会議や地域包括の高齢部会とか、そういったところに参加していく中で地域との関係を持たれていますが、今は呼ばれて行くスタンスになっておりますので、できるだけ主体的に取り組んで欲しい、そういうご指摘です。あと、それぞれのセンターの背景に基づく専門性・得意分野に対して、全般的な相談支援の中心は精神障害・発達障害であり、これらの分野の専門性の一段の向上が求められるというご指摘。最後は、市のSV事業等を通じ、相談支援専門資質向上に寄与できるよう努められてはいるが、それぞれの担当地域において、より地域の相談支援事業所と顔の見える関係づくりに向けた工夫が必要ではないか。ここは冒頭の「えん」さんからも指摘があったと思いますが、基幹センターとその地域とのコミュニケーションや連携のとり方のところについてのご指摘かと思えます。

あと次のページ以降は各個別のセンターに関しての特徴とかいったものが記載されて

おりますので、時間の関係でまたご覧いただければと思います。

続きまして、この資料 5 の方になります。指定特定相談支援事業所に関する調査等の結果についてです。

この調査は相談支援センターの評価にあわせて、各指定特定相談支援事業者に対して行った調査です。当初はアンケート形式でしたが、回答率が半分ぐらいでしたので、全事業所の聞き取りに訪問調査を行いました。

調査の結果についてというところで、まず相談支援専門員さんの配置の状況です。やはり 1 人だけの事業所が 28 事業所のうち 10 事業所ありました。相談支援専門員の配置数は常勤が 53 人、非常勤が 13 人、合計 66 人。1 事業者当たり平均すると 2 から 3 名程度ということで、少数の事業者さんが多いような特徴になっています。また 16 人の方が他の仕事と兼務されている、そういう状況になっております。

業務運営に関して、業務量に対する感じ方ですが、限界に近いとか、もう限界を超えて対応してるといったところが 15 事業所と過半数を超えている実態です。

次の障害者相談支援センターに関しての基幹の認知度とか、関わりとか、連携にかかる課題とかについて聞いております。基幹センターの存在、役割を認識し、実際に連携されているとの回答が 18 事業所、約 7 割弱ということで、ただ連携したことはないという事業所は 4 事業所ありました。関わり方としては、支援で困ったときに会議などへの同席とか、個別の助言とか、情報提供といったところが回答としく多くありました。基幹との連携に係る課題ということでは、こちらも「えん」さんの話にもありましたが、相談したいことはあるが日々業務に追われてなかなか連携できないといったところが 15 事業所で半数を超えている、あと基幹が忙しそうで声をかけづらいといった声も 8 事業所あり、やはり基幹センターも指定特定の事業所も、お互い忙しい中で遠慮してるようなところも見受けられるかなと感じております。

次に、スーパーバイズ事業・法律相談事業について聞いております。この事業を利用したことがあると回答したのは 10 事業所。ただ基幹センターと同一の相談支援事業所が 7 ヶ所ですので、そこを除きますと少ない結果となります。ただ、事案があれば利用したいとか、日々の業務に追われて利用できないといった声も多くありましたので、利用意向はあるのかなと思います。参加しやすいような環境づくりが課題かなと受けとめております。

あと、相談支援を進めるうえで必要な支援について、複数回答で書いていただいております。特に多かったのが、支援で困った時に気軽に相談できる機関や場、支援で困った時に必要に応じて一緒に動く支援、というところが 20 事業所、19 事業所ということで、後方支援を求める声が大きな数字になっております。

最後に、これらの調査結果から見えてくる課題ということで、幾つか整理させていただいております。まず「多くの指定相談事業所さんが経営面とか運営面で困難を抱えている現状」にあるということで、例えば対価にならない支援が多い、結果、相談員の疲

弊に繋がっている。或いは国の制度設計になりますが、単体での運営は厳しい報酬体系になっている、増員したいけれども収支に見合わない。あと 10 事業所が 1 人事業所ということで、後継者の育成の問題とか、そういった課題があると。

もう一つは、「計画相談ニーズにこたえられる相談支援体制」と記載していますが、計画相談の希望があったときにも、基幹や障害者相談支援体制の問題とか、実際に計画を作成される支援事業者さんの供給体制とか、そういったところが不足しているということで、ここは大きな課題なのかなと受け止めております。

もう 1 つが、「相談支援専門員が困った時に相談連携できる後方支援体制」ということで、先ほどのアンケート・訪問調査の中でも、困った時に相談できる場があつてほしい、一緒に動いてくれる支援が必要という回答が多くありましたが、そういう後方支援体制を今後どうしていくのかというところが大きな課題かなということで、まとめさしてもらっております。先ほど報告しました基幹センターの第三者評価におきましても、同様に、後方支援体制についての課題もご指摘されておりますので、市としましては今回の結果も踏まえながら、今後の相談支援体制のあり方について検討していきたいと考えております。

あとは自由意見ですので、またご覧いただければと思います。

委員 特に資料 5 の方ですが、かなり赤裸々というか、率直な意見が集まっているなと思います。私も基幹の方にも指定相談の方にも大変お世話になっていて、相談員される方は本当にいい人が集まっていて、助けられています。一方でこのしんどさというものがあることもすごく感じる場所です。具体的な解決策みたいなことを言えなくて申し訳ないのですが、こういった貴重な、率直な意見を寄せていただいたのは、良い機会にしていくタイミングだと思います。指定事業所さんの意見を基幹さんが見て、板挟みみたいな感じで辛いところもあるかなと思いますが、指定事業所さんが感じておられることを調査に応えたことで、少しでも変わったのかなとか、意見も聞いてくれるのだとか、思ってもらえるような取り組みを作っていないと、せっかく貴重な意見を寄せていただいたのをきっかけにできたらと思いますし、相談支援以外の事業所も何か協力できることがあれば、お声がけいただいたらと思いますので、大変なこと多いと思いますが、いいきっかけにさせていただけたらと思います。

委員 私どもも指定相談しておりますが、やめる理由は山ほどあります。でも、国がこの相談支援を重要視する中で、決してお金の問題ではなく、マネジメントを一人一人の利用者に対して丁寧にやっていくという機能を、自分ところの法人の中の中核にも据えたいというところでやらしていただいておりますが、報酬面から言えば、別の事業のトップに据えたほうが稼ぎにはなります。なぜ、その法人の中でのトップクラスの給料の職員を赤字部門に配属して運営しなければならないのか、この矛盾は全国同じだと思います。

す。キャリア的には、1年目、3年目、5年目ぐらいでは難しいです。やはり15年、20年の方が相談支援をやっている。そこを尊重し、計画を作って、1万5000円とかそういう話ではないと思います。どういうキャリアの人がそこに配属されて、利用者や家族と向き合って仕事をしているかというところの付加価値を見ていただきたいですし、国の制度で無理ならばそこは市、自治体として、やっところまでの報告が上がってきたわけですから、行政の方にもしっかりと受け止めてほしいと思います。

委員 ヒアリングをしていただくところまでやっきたなっていう思いがあります。この結果を受けて、豊中市としてどう考えていくっていうのがなければ、訪問調査を行い、意見を聞きまして終わるのはすごく惜しいと思います。えんでもこの結果を返していきますが、えんだけでは考え切れないことでもありますので、行政としても方向性なりを出していただければと感じております。

事務局

市でも今回初めてセンターの評価、それと指定特定相談支援事業所の協力を得て実態調査をやりました。やりっ放しということではなく、地域の中の相談支援体制の課題というのがすごく見えてきたということもありますので、これを解消していくために、また皆さんとも一緒に考えていきたいと思っています。センターの評価結果については障害者施策推進協議会の方にも報告を上げている事項でもあり、相談支援体制の充実に向けて考えていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

委員 障害者相談支援センターの評価は私自身も注目してたといいますか、どのような評価結果が出るのか、期待と不安がありました。ただ、評価がA B C Dの何というのは本当に難しいと思いますが、いろんな形で調査していただいたのは、ものすごく良かったと思います。また、障害者施策推進協議会の中で協議していく形になると思いますが、私自身が相談支援体制について苦労した経過もあり気にしているのですが、今までいろんな形で利用者から相談を受けています、計画相談やってもらえとかもらえないとか。知的障害の方はセルフのほうは難しく、計画相談でやりなさいという形で私自身そういう方向づけをしていましたが、実際にはセルフしかやってもらえなかったとか、いろんな意見が出てきたと。また、今度は相談支援をする立場からいくと、これは真剣に取り組んでやればやるほど事業としては大赤字になります、この相談支援というのは。そういうことを私も体験しているので、そういう意味で評価というのは難しいだろうと。それともう1つは報酬体系の問題、昨年、報酬改定もありましたが、それだけでは費用的に十分できる体制ではないと思っていますので、そういう意味でこの評価するのは、ちょっと酷だなという考え方もあるかと思っています。

それともう1つは、基幹センター以外の相談事業所についても、行政としてもやはり

支援というのはものすごく必要だと思います。センターで全部できるわけではないと思っていますので。そういう意味では今度の障害者施策推進協議会での議論の中に任せたいと思っています。

案件4 その他

委員 精神障害者当事者会ホットから本日より参加しております。障害を持った方、一人一人がそれぞれ思うような生活や暮らしをしていくのに必要な支援を受けるということはやはり、大事なことかと思っています。それができるように一緒に考えていきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

会長 当事者の声が出始めて施策が動いていかないといけないと思っています。本日は傍聴の方にも当事者の方が来られておりますが、委員としても緊張感もっておかないといけないし、それだけ意見を言って施策につなげていかないといけないと思っていますので、今後もいろんなご意見をいただきたいと思っています。本日はありがとうございました。